加盟店規約（通販電商）

（一般規定）
第1条（総則）
1．本契約は、第2条に定める加盟店が同条に定める信用販売を行う際の、加盟店とトヨタファイナンス株式会社（以下「当社」という）との間の契約関係について定めるものです。
2．加盟店は、カードの適正な普及向上に協力するものとします。
第2条（定義）
1．「加盟店」とは、本契約を承認したうえ、当社に加盟を申込み、当社が認めた個人、法人及び団体をいいます。
2．「提携会社」とは、当社が業務提携した会社又は組織に加盟する日本国内及び日本国外の会社をいいます。
3．「提携ブランド」とは、当社が加盟又は提携するクレジット決済機構・組織をいいます。
4．「提携ブランド会社」とは、提携ブランドに加盟又は提携する日本国内及び日本国外の会社をいいます。
5．「カード」とは、支払手段として用いられるカード等の証票その他の物又は番号、記号その他の符号等のうち、当社所定のものをいいます。
6．「会員」とは、カードを正当に所持する個人又は法人をいいます。
7．「信用販売」とは、本契約に定める手続に基づき、加盟店が会員に対して有償で商品、権利又はサービス（以下、総称して「商品等」という）の提供を行う場合等に、加盟店が会員から当該商品等の売上代金を直接受領することなく、会員に対して商品等を提供等することをいいます。
8．「端末機」とは、カードの有効性確認等を行うための端末機のうち当社所定のものをいいます。
9．「売上票」とは、加盟店が信用販売を行う際に作成する商品等の売上代金額等当社所定の事項を記入する当社所定の帳票（売上を証するデータを含む）をいいます。
10．通信販売とは、加盟店が原則として加盟店の宣伝媒体において、会員がカードの提示及び署名によらずに当社所定の必要な取引事項を書面又は電話その他の通信手段を利用して加盟店に伝達することにより商品等の購入等を申込み、カードにより当該代金の決済を行う信用販売取引をいいます。
11．電子商取引とは、前項に定める通信販売のうち、会員がカードの提示及び署名によらずに当社所定の必要な取引事項を第26条に定めるセキュリティのもとで、インターネットその他の通信手段を介して商品等の購入等を申込み、カードにより当該代金の決済を行う信用販売取引をいいます。
第3条（加盟店の遵守事項）
1．加盟店は、通信販売上で当社が必要と認める事項を事前に当社所定の方法により届出し、当社の承認を得るものとします。
2．加盟店は、当社が会員のカード利用促進のため、加盟店の個別の了解なしに印刷物等に加盟店及びカード取扱店舗の名称、標章及び所在地等を掲載することをあらかじめ承諾するものとします。
3．加盟店は、加盟店の負担と責任において通信販売に関する広告（以下「広告」という）の企画、制作を行うものとします。
4．加盟店は、広告の制作にあたり、次の事項を遵守するものとします。なお、当社からの訂正、削除の申出があった場合は、直ちにその申出に従うものとします。
（1）会員の判断に錯誤を与える恐れのある表示をしないこと　（2）公序良俗に反する表示をしないこと　（3）割賦販売法、特定商取引法、景品表示法、消費者契約法その他法令等を遵守すること　（4）広告には、当社所定の事項を適正に表示すること
5．本規約の対象となる通信販売は、当社所定の通信手段により行うものとします。
6．加盟店は、本契約に基づき負担すべき公租公課がある場合には、これを負担するものとします。
7．加盟店は、当社所定の方法で通知又は公表する取引実施に関する規定を遵守するものとします。
第4条（届出事項の変更）
1．加盟店は当社に対して前条第1項で届出た事項に変更（追加を含む）が生じた場合には、当社所定の方法をもって、遅滞なく当社に届出て当社の承認を得るものとします。
2．加盟店は、前項の届出及び承認がないために通知、送付書類及び振込金、その他が延着又は到達しなかったとしても、通常到達すべき時に加盟店に到達したものとみなすことに異議ないものとします。
第5条（取扱商品等）
1．加盟店は、通信販売において取扱う商品等について、事前に当社に届出た上での承認を得るものとします。なお、加盟店は、公序良俗に反するものや、当社所定の商品等を取扱うことができないものとします。ただし、当社が個別に承認した場合は、この限りでありません。
2．加盟店は、販売又は提供にあたり、登録又は免許取得等（以下「登録等」という）を行う必要がある商品等を取扱う場合は、当社の承認を事前に得るものとし、当社が求める場合は、登録等を証明する関連書類を提出するものとします。また、当該登録等が取消等された場合、加盟店は、直ちに取消等された旨を当社に通知し、当該商品等の販売又は提供を中止するものとします。
3．加盟店は、ソフトウェアのダウンロード等、発送を伴わない商品等を取扱う場合は、当社の認めた運用方法により販売を行うものとします。
第6条（通信販売の種類）
1．加盟店は、1回払い販売以外の通信販売の種類については、当社が承認した場合のみ取扱うことができるものとします。
2．日本国外の提携ブランド会社が発行するクレジットカードについては、前項の承認を得た場合であったとしても、1回払い販売のみの取扱いとします。
第7条（通信販売の方法）
1．加盟店は、会員から通信販売の申込みがあった場合、会員より当社所定の事項を、注文票、データ及びその他当社所定の方法（以下、「申込データ等」）により加盟店に送信させるものとします。
2．加盟店は、会員から通信販売の申込みがあった場合、当社に対して会員番号等のカード情報及び商品等の対価額を送信し、その全件につき当社所定の方法で通信販売の承認を当社から得るものとします。なお、当社の承認は、当該通信販売の申込者が会員本人であることを当社が保証するものではないことを、加盟店は承認するものとします。
3．加盟店は、前項の場合において、申込者が会員本人であることを善良なる管理者の注意義務をもって確認して通信販売を行うものとします。
4．前二項に反して、通信販売を行った場合は、当該通信販売の代金全額について加盟店は一切の責任を負うものとします。
第8条（通信販売における遵守事項）
1．加盟店は、通信販売を実施するにあたり、当社所定の条件を遵守するものとします。
2．加盟店は、原則として商品等配送時に、商品等の名称、数量、代金額、送料、税額、代金支払方法その他割賦販売法第３０条の２の３第４項に定める事項等を記載した書面を会員に交付するものとします。
3．加盟店は、会員に対する商品等の発送を確認した上、商品若しくは権利については発送日又は配信日、サービスについてはその提供日を通信販売日（売上日）として、注文票又は申込データ等の記載事項に基づき、「売上票」を作成するものとし、売上票には承認番号等当社所定の事項を記載するものとします。
4．加盟店は、当社の付与する承認番号及びその取得日とともにその申込データ等を電子記録媒体を用いて売上票に代えることができるものとします。
5．加盟店は、会員より通信販売の申込みを受け付け、前条の事前承認を得たときは、商品配送可能日より直ちに会員の指定する場所に商品等を送付又は提供するものとします。ただし、商品等の発送又は提供遅延が生じた場合、加盟店は、速やかに当該会員に連絡を行い、書面をもって引き渡し時期等を通知するものとします。
6．加盟店は、当社所定の取引記録を作成日から７年間保管するとともに、当社が会員のカード使用状況等の調査を依頼した場合等、当社からの要請がある場合は、当社所定の期日以内に図面及び提出するものとします。なお、当社に取引記録を提出する場合で、原本以外を提出するときは、加盟店は、その取引記録が原本と相違ないことを証する書面を提出するものとします。
7．加盟店が電子商取引を行う場合には、当社所定の事項を遵守するものとします。
第9条（カードの不正利用等）
1．加盟店は、申込者がカード所有者本人以外と思われる場合又はカードの使用状況が明らかに不審と思われる場合は、通信販売を行わないものとし、直ちにその事実を当社に連絡するものとします。
2．前項に違反して通信販売を行った場合は、加盟店は当該代金の全額について責任を負うものとします。
3．紛失・盗難されたカード、偽造・変造されたカード又は第三者によるカードや会員番号の悪用等に起因する売上が発生した場合、加盟店は必要に応じて所轄警察署へ当該売上に対する被害届を提出するものとします。
第10条（会員との紛議）
1．通信販売により加盟店が提供等した商品等に関して、性能上、アフターサービス上、販売上等で何らかの紛議が生じた場合、加盟店は、その負担と責任において、当該紛議を誠意ある処理するものとします。
2．前項の会員との紛議に関して、会員が当社、提携会社又は提携ブランド会社に対する売上代金の支払を拒否し又は滞らせた場合、加盟店は、直ちに当該抗弁事由の解消に努めるものとします。
3．第1項の会員との紛議に関して、当社は加盟店に対し、売上票の提出、事実確認及び原因究明を求める等の調査を依頼することができるものとし、加盟店は、当社所定の期日以内に提出又は回答するものとします。
4．前項に基づく調査により、当社が加盟店に対し紛議の再発防止のために必要な措置を講ずることを求めた場合、加盟店は、再発防止のために必要な措置を講ずるものとします。
5．第2項に該当する場合、加盟店に対する立金金の支払は、次のとおりとします。
（1）当該立替金が支払前の場合には、当社は、当該立替金の支払を保留又は拒絶できるものとします。(2) 当該立替金が支払済の場合には、加盟店は、当社の選択により、当該紛議を誠意ある処理をしたうえで当該立替金に対する支払金額相当額を当該立替金を差引くことにより返還するものとします。(3) 当該抗弁事由が解消した場合には、当社は、加盟店に当該立替金を支払うものとします。なお、この場合には、当社は加盟店に対して遅延損害金を支払う義務は負わないものとします。
第11条（立替金の請求）
1．加盟店は、第8条に基づき売上を加盟店の会員に対する売上債権及び前項に基づき当社との当社に対する債権を第三者に譲渡できないものとします。
2．前項の立替金の請求は、当該売上票及び売上集計票が当社に到着したときにその効力を生ずるものとします。ただし、電子記録媒体によって請求する場合には、そのデータが当社のコンピュータによって事故なく読み込まれた時をもって、請求の効力が発生するものとします。
3．加盟店は、通信販売の対象となる加盟店の会員に対する売上債権及び前項に基づき発生する加盟店の当社に対する債権を第三者に譲渡できないものとします。
4．売上票が当社所定の期日に到着しなかった場合、加盟店は当社所定の基準に従い責任を負うものとし、第16条の規定により処理されても何らの異議の申出をしないものとします。
第12条（立替金の支払方法）
1．前条の請求に基づく当社の加盟店に対する立替金の支払は、当社所定の期日に売上代金の総額より第13条第1項の手数料を差引いた金額を指定口座へ振込むことにより支払うものとします。
2．加盟店が当社に送付した売上票が、本契約に違反している場合には、当社は、当該立替金の支払を拒絶することができるものとします。
3．加盟店から提出された売上票の正当性に疑義がある場合、加盟店は、正当性を証明できる資料を提出する等当社の調査に協力するものとします。また、その調査が完了するまで、当社は、加盟店に対する当該売上代金の支払を保留できるものとします。なお、この場合には、当社は加盟店に対して遅延損害金を支払う義務は負わないものとします。
第13条（手数料等）
1．加盟店は、通信販売額に対して当社所定の料率を乗ずることにより計算した加盟店手数料を、当社に対して支払うものとします（円未満切捨て）。
2．加盟店は、ボーナス１回払い販売、ボーナス２回払い販売について当社所定の方法により前条第１項の支払日を繰上げることができるものとします。この場合、加盟店は、通信販売額に対して、当社所定の料率により、当該支払日から各繰上支払日までの日数を月単位（暦数日は切捨て）で月利計算した繰上払手数料を当社に対して支払うものとします（円未満切捨て）なお、繰上払手数料は、前条第１項にかかわらず、当社が加盟店に支払う立替金よりあらかじめ差引けるものとします。
第14条（商品等の所有権の移転）
1．加盟店が、会員に対し通信販売により提供した商品の所有権は、当社が、第12条に基づき、当該売上代金の立替金を加盟店に支払った時に加盟店より当社に移転するものとします。ただし、第16条により、当社が立替金の返還を加盟店から受けた時は、当該商品の所有権は加盟店に戻るものとします。
2．加盟店が、会員以外の者に対し、扱って通信販売を行った場合（偽造カードの使用等）でも、当社が、当該売上代金の立替金を加盟店に支払った場合には、当該商品の所有権は、当社に移転するものとします。なお、この場合にも前項ただし書の規定を準用するものとします。
3．信用販売した商品の所有権が、加盟店に属する場合でも、当社が、必要に応じて、加盟店に代わって商品を回収できることを加盟店は、あらかじめ承諾するものとします。
第15条（取消処理）
1．会員から商品等の購入の取消、返品、変更又はクーリングオフ等の申出があり、加盟店がこれを受入れる場合は、当社所定の手続を行うものとします。ただし、第16条の適用がある場合は除くものとします。
2．商品等の特性に鑑みて、加盟店が会員からの前項の申出を受け入れない場合は、申込時点でその旨を会員に対して明記するものとします。
3．当社は、第１項の売上票を加盟店より受領した時は、直ちに当該売上票に係る加盟店に対する立替金の支払を停止するものとします。また、当該立替金が支払済の場合は、加盟店は、当社の選択により、当社の請求があり次第直ちに返還するか、又は第12条に基づき加盟店に対して支払う立替金総額から当該立替金を差引くことにより返還するものとします。
4．加盟店が音声・画像・ソフトウェア等のデジタル商品をダウンロードする場合の申込取消については、加盟店、当社間にて別途協議するものとします。
第16条（健全な販売の維持に関する責任）
1．加盟店が、次のいずれかの事由に該当する場合には、当社は、加盟店からの第11条に基づく請求に対する立替金の支払を拒絶することができ、当社が当該立替金を支払済の場合には、加盟店は、当社の選択により、当社の請求があり次第直ちに返還するか、又は第12条に基づき加盟店に対して支払う立替金総額から当該立替金を差引くことにより返還するものとします。
（1）売上票が正当なものでないとき　(2) 売上票の記載内容が不実不備であるとき　(3) 第７条又は第８条に違反して通信販売をしたとき　(4) 第８条第６項に違反して取引記録を提出しないとき、又は当社所定の期日を超過して取引記録を提出したとき　(5) 第９条に違反して不正使用と思われるカード使用者に通信販売したとき　(6) 第10条の会員との紛議が解消しないと当社が判断したとき　(7) 第10条第３項又は第12条第３項の調査（当社が求める資料の提出を含む）に協力しないとき　(8) 第11条に違反したとき　(9) 会員以外の第三者がカードを利用したとき　(10) 会員から自己利用でない旨の申出が当社または会員の所属するカード会社にあったとき　(11) 加盟店（役員、従業員及びその関係者を含む）が保有するカードを使用して信用販売を行った場合であって、当社が不適切と判断したとき　(12) 会員が取消処理の申出をしたにもかかわらず、通信販売の取消処理を行わないとき　(13) その他本契約又は取引実務に関する規定に違反して通信販売を行ったことが判明したとき
第17条（規約の変更）
1．本契約又は取引実務に関する規定を変更した場合には、当社はその変更内容を加盟店に対して、当社所定の方法で通知又は公表するものとします。
2．加盟店は、本契約及び取引実務に関する規定に変更が生じることをあらかじめ承諾し、当該通知又は公表がされた後に、加盟店が信用販売を行った場合には、加盟店は新契約及び取引実務に関する規定を承諾したものとみなし、以降の取扱等については、当該新契約及び取引実務に関する規定が適用されるものとします。
第18条（解約）
1．加盟店又は当社は、書面により３ヶ月以上の予告期間をもって、相手方に通知することによって、本契約を解約できるものとします。
2．前項の規定にかかわらず、当社は、直前１年間に通信販売を行っていない加盟店について、予告することなく本契約を解約できるものとします。
第19条（契約の解除）
1．加盟店が、次のいずれかの事由に該当する場合には、当社は、加盟店に対し、無催告で、直ちに本契約を解除できるものとします。
(1) 加盟店申込書、及び加盟店申込時に虚偽の申請があったことが判明したとき　(2) 第４条第１項に違反して当社に変更届出を行わなかったとき　(3) 第８条に違反した売上があったとき　(4) 第10条、第12条、第27条に定める調査に応じないとき、当社が依頼した資料を当社所定の期日以内に提出しないとき、又は再契約上体制に必要な措置を講じないとき　(5) 第10条又は第16条に違反して立替金の返還に応じなかったとき　(6) 第29条に違反して本契約上の地位を第三者に譲渡等したとき　(7) 手形・小切手不渡り、銀行取引停止、差押さえ等の滞納処分又は破産、民事再生手続き等の申立てを、若しくは受ける等加盟店の信用状態に重大な変化が生じたと当社が認めたとき　(8) 監督官庁より処分、行政指導、命令、営業の登録取消及び営業の停止を受けたとき　(9) 本契約以外の加盟店・当社間で維結する契約のいずれか一つでも解除されたとき　(10) 提携ブランド会社との取引に係る違反の事由で通信販売制度を悪用していることが判明したとき　(11) 加盟店の営業又は業態が公序良俗に反していると当社が判断したとき　(12) 会員等からの苦情等により当社が加盟店として不適当であると判断したとき　(13) 加盟店届出の店舗所在地に店舗が実在しないとき　(14) 加盟店から提出された売上票の正当性に疑義があり、当社が加盟店として不適当と認めたとき　(15) 加盟店が取扱った通信販売に係る売上のうち、無効、紛失、盗難、偽造カードによる売上又はカードの第三者による利用の割合が高いと当社が判断したとき　(16) 加盟店が取扱った通信販売に係る売上が、会員の商金目的による利用の割合が高いと当社が判断したとき　(17) 加盟店が営業の利用が著しく目的であることが明らかである場合に、加盟店が当該行為に加担する等、不適切な信用販売を行っていると当社が判断したとき　(17) 加盟店の故意、過失の有無にかかわらず、第27条に定める取引情報が第三者に提供、開示され又は漏洩する事故が生じたと当社が判断したとき　(18) 加盟店（役員、従業員及びその関係者を含む）が保有するカードを使用して信用販売を行った場合であって、当社が不適切と判断したとき　(19) その他加盟店が本契約又は取引実務に関する規定に違反し、若しくは加盟店が信用販売を行うことが不適当であると当社が判断したとき
2．当社が前項に基づき本契約を解除した場合、又は加盟店が本契約に違反した場合に、加盟店は当社に生じた損害を賠償するものとします。
第20条（契約終了後の処理）
1．前二条により、本契約が終了した場合でも、契約終了日まで行われた通信販売等は有効とし、加盟店及び当社は、当該通信販売等を本契約に従い取扱うものとします。ただし、加盟店、当社間で別途合意がある場合はこの限りではないものとします。
2．当社が前条により本契約を解除した場合、当社は、会員から当該売上代金の支払を受けるまでは、加盟店に対する立替金の支払を留保することができるものとします。なお、この場合には、当社は加盟店に対して遅延損害金を支払う義務は負わないものとします。また、当社が、会員からの支払を受けることができないと判断した場合には、立替金の支払を拒絶することができるものとし、既に支払済の場合には、加盟店は、当該立替金を直ちに返還するものとします。
3．加盟店は、本契約が終了した場合には、当社所定の手続を行うものとします。
第21条（加盟店情報の収集及び利用）
1．加盟店及びその代表者又は当社に加盟店契約の申込をした個人・法人・団体及びその代表者（以下併せて「加盟店等」という）は、当社が本項(1)に定める加盟店等の情報につき必要な保護措置を行ったうえで、以下のとおり取り扱うことに同意するものとします。
(1) 本契約を含む当社と加盟店等の間の加盟申込審査及び加盟後の管理等取引上の判断のために、次の加盟店等の情報（代表者の個人情報を含む、以下「加盟店情報」という）を収集、利用すること。①加盟店等の名称、所在地、郵便番号、電話番号、代表者の氏名、代表者の住所、代表者の生年月日、代表者の電話番号等加盟店等が加盟申込時及び変更届時に届け出た事項　②加盟申込日、加盟承認日、端末機番号、取扱商品、販売形態、業種等の加盟店等と当社の取引に関する事項　③加盟店のカード取扱状況　④当社が収集した加盟店等のクレジット利用履歴　⑤加盟店等の営業許可証等の確認書類の記載事項　⑥当社が適正かつ適法な方法で収集した登記簿、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項　⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報　(2) 次の目的のために、加盟店情報を利用すること。ただし、加盟店が本号②に定める営業案内について中止を申出た場合、当社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。(中止の申出は当社のお問い合わせ窓口へ連絡するものとします。)①　当社が本契約に基づいて行う業務　②　宣伝物の送付等当社又は他の加盟店等の営業案内　③　当社のクレジットカード事業、その他当社の事業（当社定款記載の事業をいう）における新商品、新機能、新サービス等の開発　(3) 本契約に基づいて行う業務を第28条に基づき第三者に委託する場合に業務の遂行に必要な範囲で、加盟店情報を当該委託先に預託すること。
2．加盟店等は、当社と加盟店情報に関して提携したカード会社、又は当該カード会社と同様に提携したカード会社（以下「提携カード会社」という）が加盟申込審査及び加盟後の管理等取引上の判断のために、本条第１項(1)①②③④の加盟店情報を共同利用することに同意するものとします。なお、本項に基づく共同利用に係わる加盟店情報の管理に責任を有する者は当社とします。(当社は提携カード会社を次のホームページに掲載するものとします。)　ホームページアドレス:http://ts3card.com/
第22条（加盟店情報交換制度への登録）
1．加盟店等から収集した情報の登録及び利用について
加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「JDM会員」という）は、加盟店契約の申込を受けた際の加盟店審査並びに加盟店契約締結後の加盟店調査及び取引継続に係る審査等の目的のため、本条第２項(2)共同利用する情報の内容に定める各号の情報を収集・利用し、加盟店情報交換センター（以下「JDMセンター」という）へ登録し、JDM会員にて共同利用します。
2．加盟店情報の共同利用
(1) 共同利用の目的　割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、JDM会員における利用者等の保護に欠ける行為に関する情報やその疑いがある行為に関する情報及び当該情報に該当するかどうか判断で困難な情報を、当社がJDMセンターに登録すること及びJDM会員に提供され共同利用することにより、JDM会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店を排除し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的とします。(2) 共同利用する情報の内容　①当該信用購入あっせん取引又は個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の実施及び事由　②当該信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として当該信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由　③利用者等の保護に欠ける行為に該当した又は該当すると疑われる若しくは該当するかどうか判断できないものに係る、JDM会員と利用者等との間の業務に関連する行為に関する苦情の事実及び内容　④利用者等（契約者のものに限らない）からJDM会員に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報及び当該行為と疑われる情報並びに当該行為がされたかどうか判断することが困難な情報　⑤行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）について、JDMセンターが収集した情報　⑥上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報　⑦前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号及びに代表者の氏名及び生年月日）。ただし、上記(4)の情報のうち、当該行為がされたかどうか判断することが困難な情報については、氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日）を除く。(3) 登録される期間　本条第２項(2)の情報は、登録日から５年を超えない期間登録されるものとします。
3．加盟店情報を共同利用する共同利用者の範囲
一般社団法人日本クレジット協会及びJDM会員であり、かつJDM会員である、当該信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、立替払取次業者及びJDMセンター
※JDM会員は、一般社団法人日本クレジット協会のホームページに掲載するものとする。
ホームページ:http://www.j-credit.or.jp/
4．制度に関するお問合わせ先及び開示の手続
加盟店情報交換制度に関するお問合わせ及び開示の手続については、本条第５項JDMセンターまで申出るものとします。
5．運用責任者
一般社団法人日本クレジット協会　JDMセンター
住　所：東京都中央区日本橋小網町14－1　住友生命日本橋小網町ビル
電話番号：03－5643－0011（代表）
第23条（加盟店情報の開示、訂正、削除）
1．加盟店等は、当社お問い合わせ窓口に対して、当社が保有する加盟店情報を開示するよう請求することができるものとします。
2．万一登録内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には、当社は速やかに訂正又は削除に応じるものとします。
第24条（加盟店情報の取扱に関する不同意）
当社は、加盟店等が加盟申込に必要な事項の記載を希望しない場合、又は第21条から第23条までに定める加盟店情報の取扱いについて承諾できない場合は、加盟を断ることや解約の手続をとることがあるものとします。なお、第21条第１項(2)②に定める営業案内に対する中止の申出があっても、加盟を断ることや解約の手続をとることはないものとします。
第25条（契約不成立時及び契約終了後の加盟店情報の利用）
1．当社が加盟を承認しない場合であっても加盟申込をした事実は、承認をしない理由の如何を問わず、第22条に定める目的（ただし、第22条第１項(2)②に定める営業案内を除く）及び第23条の定めに基づき一定期間利用されるが、それ以外に利用されることはないものとします。
2．当社は、本契約終了後も第22条に定める目的（ただし、第22条第１項(2)②に定める営業案内を除く）及び開示請求等に必要な範囲で、法令等又は当社所定の期間加盟店情報を保有し利用するものとします。
第26条（電子商取引におけるセキュリティ保持義務）
1．加盟店は、加盟店の保有している会員の情報を含む一切の情報及びシステムを第三者に閲覧・改竄・破壊されないための措置をあらかじめ講じたうえで本契約を履行するものとします。
2．万一、前項のセキュリティ保持義務が守られず、損害が生じた場合、加盟店は、その全責任を負うものとし、当社に一切迷惑をかけないものとします。
3．加盟店は、申込データ等及びそれに対するその後の処理経過を本取引を行うために特別に設けたコンピュータ・ファイル等に取引日ごとに整理して記録するものとします。
4．加盟店は、セキュリティ保持措置等につき、当社が情報の保全を目的とした改善をなす事を申出た場合には、その主旨に基づきセキュリティ保持措置等につき、所要の改善を講じなければならないものとします。
第27条（カード番号等の取引情報保護）
1．加盟店は、本契約に基づいて知り得た会員番号その他のカード及び会員に付帯する情報並びに加盟店手数料率を含む当社の営業上の機密（以下「取引情報」という）をOn他に漏洩及び紛失してはならないものとします。また、取引情報を信用販売を行う目的以外に利用してはなり、利用目的が終了次第速やかに加盟店の責任のもとに当該取引情報を破棄又は消去等するものとします。
2．加盟店は、当社所定の取引情報については、たとえ暗号化したとしても、第７条に基づく利用後、一切保管してはならないものとします。
3．加盟店は取引情報が漏洩、紛失等した場合、再発防止のために必要な措置を講ずるものとし、当社に当該再発防止策について通知するものとします。なお、加盟店は、当該再発防止策に対し当社から指導を受けた場合は、これに従うものとします。
4．加盟店の責に帰すべき事由によって、取引情報に関する漏洩事故、紛失事故等により、当社、会員、提携ブランド、提携ブランド会社又はその他の第三者に損害が発生した場合には、加盟店は当該損害につき賠償する義務を負うものとします。なお、当該損害の範囲には(1)～(5)が含まれ、かつ、これに限定されないものとします。
(1) カードの再発行に関わる費用　(2) 不正使用のモニタリングや会員対応等の業務運営に関わる費用　(3) カードの不正使用による損害　(4) 当該事故の損害賠償、罰金として、提携ブランド、提携ブランド会社等、又はその他の第三者から当社が請求を受けた費用　(5) (1)～(4) の解決に要した弁護士費用等の関接的な費用
5．第１項から第６項までの規定は、本契約終了後においても効力を有するものとします。
第28条（業務の委託）
1．加盟店は、本契約に基づいて行う業務の全部又は一部を第三者に委託できないものとします。
2．前項にかかわらず、当社が書面に承認した場合には、加盟店は第三者に業務委託を行うことができるものとします。
3．加盟店は本契約に定める全ての義務及び責任を業務委託した第三者に(以下「業務代行者」という)に課すものとします。
4．第２項により当社が業務委託を承認した場合においても、加盟店は本契約に定める全ての義務及び責任について免れないものとします。
5．業務代行者が委託業務に関連して、当社又は他の第三者に損害を与えた場合、加盟店は業務代行者と連帯して当社又は他の第三者の損害を賠償するものとします。
6．加盟店は、業務代行者を変更する場合は、事前に当社に申出し、当社の承認を得るものとします。
7．当社は、本契約に基づいて行う業務の全部又は一部を、加盟店の承諾を得ることなく第三者に委託することができるものとします。
第29条（地位の譲渡の禁止等）
1．加盟店は、本契約に基づく契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。
2．加盟店は、本契約に基づき加盟店が当社に対して有する債権を第三者に譲渡、質入等できないものとします。
第30条（法令遵守）
本契約に基づく通信販売に関し、会員に対して掲示する広告その他の書面及び信用販売の方法について、加盟店は、割賦販売法、特定商取引法、景品表示法、消費者契約法その他の法令等を遵守するものとします。
第31条（相殺）
加盟店が当社に対し債務がある場合には、当社は加盟店に支払うべき立替金をもってこれを相殺することができるものとします。
第32条（反社会勢力との取引）
1．加盟店は、加盟店（役員・従業員、親会社及び子会社等の関連会社（役員・従業員を含む）が、以下に該当しないことを保証するものとします。
(1) 暴力団及びその構成員、準構成員　(2) 暴力団関係企業及びその役員　(3) 暴力団員が経営に実質的に関与している団体及び個人（総会屋等）　(4) 社会運動を標榜して不当な利益、行為を要求する団体及びその構成員　(5) その他暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求を行う団体及び個人
2．加盟店が前項に定める規定に違反している場合、又はそのおそれがあると認められる場合は、当社は直ちに本契約を解除することができること、又は通信販売の停止、立替金の支払を留保する等本契約の効力を保留することができるものとします。なお、この場合には、当社は加盟店に対して遅延損害金を支払う義務は負わないものとします。
3．加盟店は、第１項に違反することにより当社に発生した損害について、全て賠償するものとします。
第33条（本契約に定めのない事項）
加盟店は、本契約に定めのない事項及び解釈上疑義が生じた事項等については、当社所定方法で通知又は公表する取引実務に関する規定等に従うものとします。
第34条（準拠法）
本契約に関する準拠法は、全て日本国法が適用されるものとします。
第35条（合意管轄裁判所）
加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず、当社の本店、支店、若しくは各営業所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を合意管轄裁判所とするものとします。
＜お問い合わせ窓口＞
トヨタファイナンス株式会社
加盟店デスク　03－5617－2622

（取引実務に関する規定（2017年6月30日時点））
加盟店は、加盟店規約一般規定（以下「原契約」という）について、以下の規定を遵守するものとします。
1.原契約に定める「提携会社」は、次のとおりとします。
なし
2．原契約に定める「提携ブランド」は、次のとおりとします。
(1) VISAインターナショナルオペレーティングコンセイション　(2) マスターカードインターナショナルインコーポレーテッド
3．原契約に定める「カード」は、当社、提携会社又は提携ブランド会社が提携ブランドへの加盟又は提携に基づき発行する次のカード（証票その他の物又は番号、記号その他の符号等を含みます）をいいます。
(1) クレジットカード　(2) デビットカード　(3) プリペイドカード　(4) その他当社が認めるもの
4．原契約に定める「端末機」は、次のとおりとします。
(1) CCT（クレジット・センター・ターミナル）　(2) CAT（クレジット・オーソリゼーション・ターミナル)　(3) その他当社が認めるもの
5.原契約に定める通信販売及び電子商取引を実施する際の「必要な取引事項」は、次のとおりとします。
(1) 会員番号　(2) 有効期限　(3) 会員氏名　(4) 会員が通信販売又は電子商取引を実施するにあたって、加盟店に(1)から(3)までの事項及びその他当社所定の事項を事前に登録することで、加盟店が付与する通信販売又は電子商取引を実施するにあたって必要なＩＤ及びパスワード
6.加盟店は、次の事項を遵守するものとします。
(1) 原契約に定める「通信販売」の実施にあたっては、当社が必要と認める届出事項は次のとおりとします。①通信販売に利用する通信手段　②商号、屋号、代表者名　③所在地、電話番号、電子商取引の場合は、URL、電子メールアドレス　④売上代金を振り込む金融機関口座（以下「指定口座」という）　⑤取扱商品等　⑥通信販売が加盟店の店舗・施設でも実施される場合は、当該店舗及び施設（以下「カード取扱店舗」という）　⑦その他、通信販売上で当社が必要と認める重要な事項　(2) 加盟店は、通信販売を実施する際に使用する書面、インターネットのWEBサイト上、及びカード取扱店舗内外の見易いところに当社所定の加盟店標識を掲示するものとします。(3) 加盟店は、カードの取扱及び加盟店の業務内容について当社より資料の請求があった場合、速やかにその資料を当社に提出するものとします。(4) 加盟店は、広告の制作にあたり、次の事項を遵守するものとします。①加盟店の商号、屋号　②加盟店の所在地　③加盟店の電話番号、電子商取引においては電子メールアドレス　④責任者名及び責任者の連絡方法　⑤商品等の販売価格、送料、その他必要とされる料金　⑥商品等の引渡し時期　⑦代金の支払時期及び方法　⑧商品等の返品・取消に関する説明　⑨電子商取引において、データを端末機に記憶・蓄積する場合の旨とその注意文言　⑩代金支払方法として、カードが使用できる旨　⑪会員からの問合せの受付時間　⑫その他当社が重要と認めた事項　(5) 原契約に定める「通信手段」について、加盟店は次の通信手段により通信販売を行うものとします。①郵便　②ファックス　③電話　④コンピュータによる通信　⑤その他当社の認めた通信手段
7．原契約に定める「取扱商品等」について、加盟店は次の商品を取扱うことができないものとします。
(1) 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約その他の関連法令の定めに違反するもの　(2) 第三者の著作権、肖像権及び知的所有権等を侵害する恐れがあるもの　(3) プリペイドカード、商品券、印紙、切手及び図数券等の有価証券
8．原契約に定める「取扱商品等」について、次の商品を取扱う場合は、当社の承認を得るものとします。
(1) 旅行商品　(2) 通信販売の実施にあたり、当社が別途定める商品
9．原契約に定める「通信販売の種類」について、当社の承認が必要となるものは次のとおりとします。
(1) 2回払い販売　(2) ボーナス１回払い販売　(3) ボーナス２回払い販売　(4) 回数指定分割払い販売（３回以上のものもいう）　(5) リボルビング払い販売
10.原契約に定める「通信販売の方法」について、加盟店は、次の事項を遵守して通信販売をするものとします。
(1) 通信販売の申込みの際に、会員より加盟店に送信させる事項は次のとおりとします。①会員の氏名・住所　②会員番号　③カードの有効期限　④商品等の名称、種類等、商品等を特定できる事項　⑤商品等の対価額、付帯費用の支払方法及び数量　⑥商品等の代金の支払方法　⑦商品等の配送先　⑧その他、当社が必要と認める事項
(2) 加盟店は、電子商取引の場合、通信販売の申込みを受付けた際には、申込者に対し、申込事項、申込日付、担当者氏名を記載して注文票を作成するものとします。(3) 当社からの承認取得の方法については、いずれかによるものとします。①端末機　②電話　③コンピュータによる通信　④通信販売時には、次の事項を遵守するものとします。①加盟店は、当社の承認を得た通信手段及びカード取扱店舗以外の通信手段及び店舗・施設での通信販売をしてはならない。②加盟店は、有効なカードを提示した会員に対し、その取扱いを拒絶したり、直接現金での支払を要求したり、他の提携ブランド会社の発行するカードの利用を要求したり、現金販売と異なる代金を請求したりする等、会員に対して不利益となる差別的取扱をしてはならない。③２回払い販売、ボーナス１回払い販売、ボーナス２回払い販売、回数指定分割払い販売について、当社が最低取扱金額を定めた場合、加盟店は当社所定の最低取扱金額未満で信用販売してはならない。(5) 売上票に関して、次の事項を遵守するものとします。①当社が事前に承認した場合を除き、当社所定の売上票及び売上集計票以外は使用してはならない。また、当社が交付した売上票は、加盟店の責任において保管し、他に譲渡してはならない。②売上票に記載できる金額は、当該売上票に係る取引のカード会員に対して、立替金及び過去の売掛金の精算等を含めることはできない。また、会員に告知し、会員が了承した金額以外は記載できない。③売上票の金額訂正、売上金額の分割記載、取扱日付の不実記載等をしてはならない。(6) 「商品等の引き渡し」に関して、次の事項を遵守するものとします。①加盟店は、会員が商品等の発送先として郵便局内私書箱・私設私書箱等商品等の受領確認が不明確となる住所を指定した場合は、当該住所に商品等を発送しないものとし、会員に商品等の発送ができない旨を連絡するものとする。②加盟店は、商品等の発送については、商品等の発送請等を整備し、発送済み又は提供済みである旨を記録するとともに、運送機関の荷受け伝票等又は会員の受領書等を受領するものとする。③加盟店が、ソフトウェアのダウンロード販売を行う場合は、当社が認めた加盟店所定の方法による会員の購入承諾をもって、商品等の発送とみなすものとする。(7) 原契約に定める「取引記録」は、次のとおりとします。①注文票またはゆ込みデータ等　②商品等の発送簿　③荷受け伝票　④受領書　⑤その他当社所定の通信販売の売上に関する資料　(8) 電子商取引を実施する場合、次の事項を遵守するものとします。①加盟店は、会員から電子商取引の申出を受付ける場合には、申込データ等に関する情報を暗号化するなどからの当社おけるセキュリティ標